図書館利用の案内

☆所在地　四日市市久保田一丁目２番４２号
　電話：０５９－３５２－５１０８　　FAX：０５９－３５２－９８９７
　ホームページ：http://www.yokkaichi-lib.jp/

☆開館時間：火～金曜日　午前９時３０分～午後７時
　　（一般成人室、一般閲覧コーナー、地域資料室以外は、午後５時まで）
　　土・日・祝　午前９時３０分～午後５時

☆休館日：毎週月曜日、毎月第２・第４火曜日
　　年末年始、特別整理期間（６月中の約１０日間）

＜館内で閲覧される方は＞

　書棚の本はご自由にご覧ください。１階には一般図書、児童図書、新聞・雑誌、辞典、参考図書、２階には地域資料、地図などがあります。

＜本を借りるには＞

　四日市市、菰野町、川越町、朝日町に在住、在勤、在学の方なら、誰でも本を借りることができます。また、いなべ市、桑名市、東員町にお住まいの方についても貸出券が作れます。「個人貸出申込書」に必要事項を記入の上、住所を確認できるものを添えてカウンター係員へ提出してください。
　１人10冊まで、貸出日から起算して15日間借りられます。（点字・録音資料は１ヶ月以内。自動車文庫は次の巡回日まで。）借りたい本と貸出券を貸出カウンターへお出しください。貸出券は、四日市市立図書館のほか、自動車文庫、あさけプラザ図書館、楠公民館図書室、環境学習センター（本町プラザ内）でもご利用できます。

＜本を返すには＞

　本を返却カウンターへお出しください。貸出券はいりません。図書館が閉まっているときは、玄関右横の「返却ポスト」をご利用ください。
　また、近鉄四日市駅高架下にある市民窓口サービスセンター内の「駅前返却ポスト」（利用時間 10:00～19:00　ただし年末年始は休み）もご利用ください。
　なお、自動車文庫、あさけプラザ図書館、楠公民館図書室の本も返却できます。

＜本を探すには＞

　自分で本の有無を調べたいときは､利用者端末をご利用ください。機械の操作方法が分からなかったり、目的の本が見つからない場合は、係員にお尋ねください。

＜書庫内の本を閲覧したいときは＞
　「書庫内資料請求票」に必要事項を記入し、カウンター係員に提出してください。

＜読みたい本がないときは＞

　読みたい本が図書館にないときは「予約・リクエストカード」に書名、著者、出版社、価格などを記入して、カウンター係員に提出してください。他の図書館から借りたり､購入するなど、できるだけご要望にお応えします。なお、一定の条件がありますので、詳しくは係員にお尋ねください。

　読みたい本が貸出中のときも「予約・リクエストカード」にご記入の上係員に提出してください。インターネットでも予約できます（ただし、あらかじめ、パスワードの設定など窓口での申請手続きが必要です）。

＜調べものの相談は＞

　調べたいことをカウンターの係員にお尋ねください。調べもののお手伝いをします。ただし、クイズや学校の宿題、法律、医療相談などにはお答えすることができません。

＜複写サービスを受けるには＞

　図書館にある資料についてのみ、また、同一ページにつき一枚のみ複写サービスが受けられます。「複写申込書」に必要事項を記入し、係員の指示に従ってコピーをしてください。

　なお、著作権法に触れる場合や、人権・プライバシーを侵害するおそれのある場合は、複写をお断りすることがあります。

　料金は白黒１枚１０円、カラー１枚５０円です。

英語版
中国語版
ポルトガル語版
の利用案内もあります。

図書館の自由に関する宣言（主文） 1979年改訂

図書館は基本的人権のひとつとして知る自由を持つ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第１．図書館は資料収集の自由を有する。

第２．図書館は資料提供の自由を有する。

第３．図書館は利用者の秘密を守る。

第４．図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人　日本図書館協会（1979年5月30日　総会決議）

図書館員の倫理綱領（主文） 日本図書館協会

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

（図書館員の基本的態度）

第1．　図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。

（利用者に対する責任）

第２．図書館員は、利用者を差別しない。

第３．図書館員は、利用者の秘密を漏らさない。

（資料に関する責任）

第４．図書館員は、図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

第５．図書館員は、常に資料を知ることにつとめる。

（研修に努める責任）

第6．　図書館員は、個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

（組織体の一員として）

第７．図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。

第８．図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

第９．図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

（図書館間の協力）

第10．図書館員は、図書館間の理解と協力につとめる。

（文化創造への寄与）

第11．図書館員は、住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。

第12．図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようにつとめる。

（1980年6月4日　総会決議）

交 通 案 内

☆近鉄四日市駅下車徒歩12分、近鉄湯の山線中川原駅下車徒歩12分

☆三交バス（市立病院行き、川島悠彩の里行き、三重団地行き、あがたハイツ行き、近鉄高角行き、桜台行き）「市立図書館前」下車徒歩2分

☆三岐バス（山城駅前行き（除末永経由）、暁学園駅前行き、四日市大学･看護医療大学前行き）「市立図書館前」下車徒歩2分

駐車場位置図

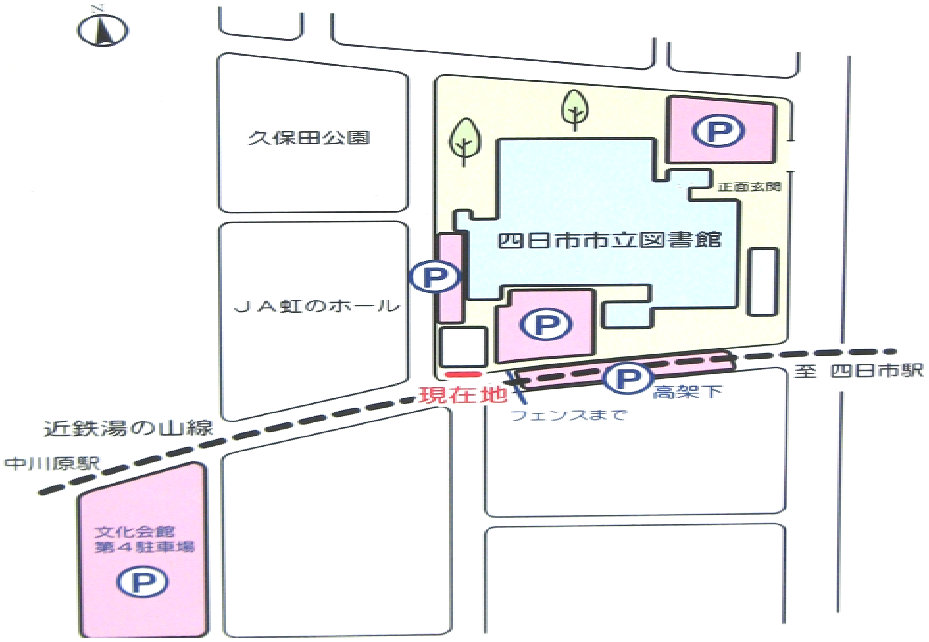

※駐車場もありますが、台数も限られておりますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

平成２６年度　四日市市立図書館概要

平成２６年７月発行

編集　四日市市立図書館
発行　四日市市立図書館
所在地　四日市市久保田一丁目２－４２
郵便番号　５１０－０８２１
電話番号　０５９－３５２－５１０８
FAX番号　０５９－３５２－９８９７
E-mail　tosyokan@city.yokkaichi.mie.jp
URL　http://www.yokkaichi-lib.jp